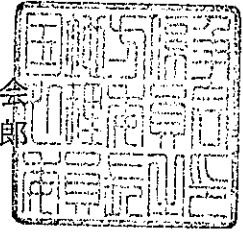


平成28年5月16日

国土交通大臣 石井啓一 殿

国地方係争処理委員会  
委員長 小早川 光郎

沖縄県知事から平成28年3月23日になされた地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の13第1項の規定に基づく審査の申出に関し、貴職が平成28年5月9日付けで当委員会に提出した回答書（国水政第24号）のうち、「第3 本件取消処分は「著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害している」（地方自治法245条の7第1項後段）こと」に記載された内容（110頁6行目から120頁末尾まで）は、新たな主張であると考えられるので、当委員会による同月2日付けの書面に対する回答としてではなく、「再々答弁書」として、平成28年5月17日までに提出されたい。